

第5回一般廃棄物処理施設整備検討委員会

日時：平成29年5月9日（火）
午後1時30分～
場所：能代山本広域交流センター
第1研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 案 件
 - (1) 用地選定の手法について **【資料1】**
 - (2) 一次選定の条件について **【資料2】**
 - (3) 平成29年度委員会スケジュールについて **【資料3】**
 - (4) 委員会の運営について **【資料4～6】**
- 4 その他
- 5 閉 会

第5回一般廃棄物処理施設整備検討委員会 配布資料一覧

資料1 用地選定の手法について（案）

資料2 一次選定の条件について（案）

資料3 平成29年度一般廃棄物処理施設整備検討委員会スケジュール（案）

資料4 一般廃棄物処理施設整備検討委員会の運営について（改正案）

資料5 一般廃棄物処理施設整備検討委員会傍聴要領（改正案）

資料6 能代山本広域市町村圏組合情報公開条例（抜粋）

用地選定の手法について（案）

1. 用地選定の進め方

用地選定に当たっては、本組合圏域内から複数の候補地を抽出し、用地の諸条件に照らし合わせて、検討委員会において候補地の絞り込みを行う。

選定手順としては、図1に示すとおり一次選定、二次選定、三次選定の過程で、一般廃棄物処理施設整備基本構想に掲げる施設整備の基本方針を念頭にして用地選定に関する客観的な条件・評価項目を設定し、2～3箇所程度の有力候補地を選定する。

(1) 候補地の抽出

候補地の抽出は、基本構想で示された方法を参考とし、以下により行う。

① 組合からの情報提供
② 構成市町からの情報提供

(2) 一次選定

一次選定では、基本的な施設の立地条件や最低限の法規制条件を確認し、適性を満たしていない候補地を除外する。

(3) 二次選定

二次選定では、法規制条件、地形・地質条件、環境条件、交通条件、防災面等の条件について評価項目を設定し、候補地を絞り込む。

(4) 三次選定

三次選定では、建設用地として経済性に関連する評価項目を設定し、比較評価を行い、二次選定の評価と合わせて、2～3箇所程度の有力候補地を選定する。

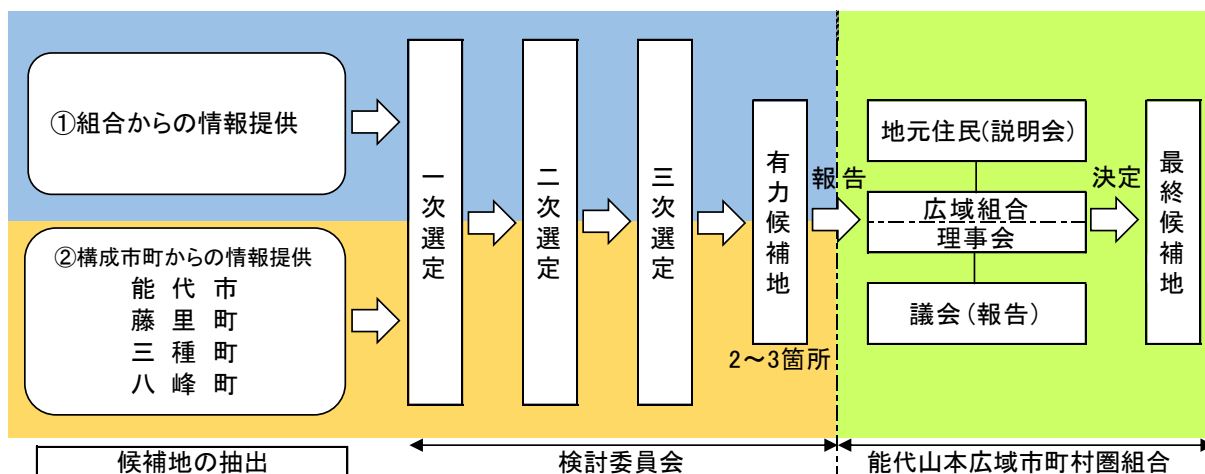


図1 用地選定の手順

2. 用地選定の条件・評価項目の概要

(1) 一次選定の条件

一次選定では、基本的な施設の立地条件や最低限の法規制条件を確認し、適性を満たしていない候補地を除外する。

なお、一次選定の条件については、案件（2）で協議する。

ア. 立地条件

①有効敷地面積（1.2～1.8ha程度）が確保できること。 注1）有効敷地面積＝1.2ha＋緩衝緑地等の面積（法令等による） 注2）有効敷地面積は、隣接地の取得により条件を満たす場合は可とする。
②2車線（片側1車線）以上の道路から500mの範囲内に接していること。

イ. 法規制条件

建設に当たり法規制解除に困難を伴う以下の土地は適さないため、原則として候補地の対象から除外する。

表1 一次選定の法規制条件（案）

用地区分	関係法律
①住居系地域、商業地域	都市計画法（用途地域）
②史跡、名勝又は天然記念物の指定地域	文化財保護法
③国有林、保安林	森林法
④国立公園、国定公園及び県立自然公園	自然公園法
⑤自然環境保全地域	自然環境保全法
⑥鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
⑦河川区域	河川法
⑧地すべり防止区域	地すべり等防止法
⑨砂防指定地	砂防法
⑩急傾斜地崩壊危険区域	急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律

注）法規制解除等が見込まれる場合は除外しない。

(2) 二次選定の評価項目

二次選定では、法規制条件、地形・地質条件、環境条件、交通条件、防災面等の条件について評価項目を設定し、候補地を絞り込む。二次選定で絞り込まれた候補地については現地踏査を行い、評価を確認する。

なお、二次選定の評価項目については、第6回検討委員会において協議する。

表2 二次選定の評価項目（例）

区分	評価項目	評価基準
法規制条件	①都市計画法（用途地域）	用途地域の指定区分
	②農地法、農振法	農業振興地域の指定、農地の利用状況
	③森林法	国有林、民有林、保安林指定等
地形・地質条件	④土地の面積及び形状	有効敷地面積、平坦地、整形地、勾配等
	⑤地質の状況	軟弱地盤の有無及び程度
環境条件	⑥周辺住居の立地状況	一定距離範囲内の住宅戸数
	⑦教育、福祉施設等の立地状況	学校、保育所、病院等からの距離
	⑧水源	近隣水源地の有無及び距離
交通条件	⑨交通アクセス	2車線以上の道路からの距離
防災面の条件	⑩災害対策（津波）	津波浸水想定区域等
	⑪災害対策（地震）	活断層の有無、近接状況
	⑫その他防災面（地すべり等防止法、砂防法等）	周辺を含めた指定地等の状況
その他条件	⑬土地の取得性（地権者）	民間地権者数
	⑭文化財保全	埋蔵文化財等の状況

(3) 三次選定の評価項目

三次選定では、建設用地として経済性に関連する評価項目を設定し、比較評価を行い、二次選定の評価と合わせて、2～3箇所程度の有力候補地を選定する。

三次選定の評価項目については、第7回検討委員会において協議する。

表3 三次選定の評価項目（例）

区分	評価項目	評価基準
経済性等条件	⑮運搬効率	ごみ量×運搬距離（各市町の人口重心点からの距離）
	⑯関連設備の工事費	
	ア. 電気	電気(6.6kV)の引き込み
	イ. 水道（地下水）	必要水量(約 100 m ³ /日)の確保
	ウ. 下水道	下水道接続（合併浄化槽整備）
	⑰用地の造成費等	
	ア. 取得費	用地確保に要する費用（概算）
	イ. 造成費	造成費（概算）
	ウ. 取付道路整備費	取付道路整備費(概算)

一次選定の条件について（案）

1. 施設の概要

(1) 計画施設

- ・可燃ごみ処理施設（ストーカ式焼却方式） 約 90 t / 日
 - ・不燃ごみ・粗大ごみ処理施設 約 5 t / 日
- ※併設施設として整備する。

(2) プラント建設工事期間

平成 34 年度～36 年度（予定）

(3) 主要建設物

工場棟（管理事務所含む）、計量棟、駐車場（来場者用、職員用）、構内道路、車庫棟※、緩衝緑地※、フェンス※、防災調整池※

（※印は必要に応じて設置）

(4) 余熱利用

発電、温水利用（周辺の条件や地元住民の意向を踏まえて検討する。）

(5) 敷地面積

有効敷地面積 1.2～1.8ha 程度

※有効敷地面積＝1.2ha＋緩衝緑地等の面積（法令等による）

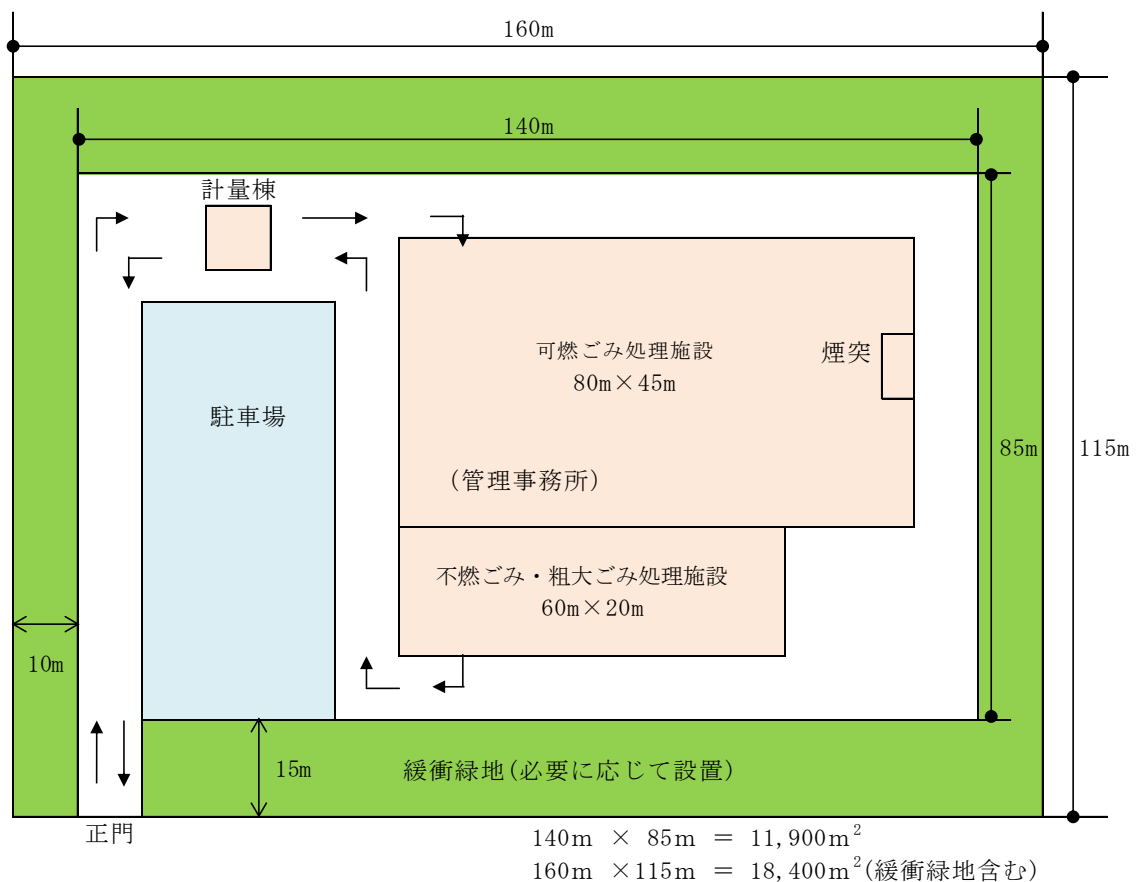


図 1 計画施設の配置イメージ（例）

2. 候補地の抽出

候補地の抽出は、「組合からの情報提供」及び「構成市町からの情報提供」により行う。
組合は、一次選定の条件を満たす公有地等について情報提供を行うものとする。

また、構成市町には、一次選定の条件を満たし、かつ各市町で利用予定のない公有地等について情報提供を依頼する。

情報提供の取りまとめ期限：平成29年7月10日（月）

3. 一次選定の条件

一次選定では、基本的な施設の立地条件、最低限の法規制条件を確認し、適性を満たしていない候補地を除外する。

ア. 立地条件

①有効敷地面積（1.2～1.8ha程度）が確保できること。 注1）有効敷地面積＝1.2ha＋緩衝緑地等の面積（法令等による） 注2）有効敷地面積は、隣接地の取得により条件を満たす場合は可とする。
②2車線（片側1車線）以上の道路から500mの範囲内に接していること。

イ. 法規制条件

建設に当たり法規制解除に困難を伴う以下の土地は適さないため、原則として候補地の対象から除外する。

表1 一次選定の法規制条件（案）

用地区分	関係法律
①住居系地域、商業地域	都市計画法（用途地域）
②史跡、名勝又は天然記念物の指定地域	文化財保護法
③国有林、保安林	森林法
④国立公園、国定公園及び県立自然公園	自然公園法
⑤自然環境保全地域	自然環境保全法
⑥鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
⑦河川区域	河川法
⑧地すべり防止区域	地すべり等防止法
⑨砂防指定地	砂防法
⑩急傾斜地崩壊危険区域	急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律

注）法規制解除等が見込まれる場合は除外しない。

表2 用地選定の主な適性条件「法規制解除等の難易性」(参考)

地域区分	関連法律	用地区分	適性	
都市区域	都市計画法	用途地域	第一種低層住居専用地域	C
			第二種低層住居専用地域	C
			第一種中高層住居専用地域	C
			第二種中高層住居専用地域	C
			第一種住居地域	C
			第二種住居地域	C
			準住居地域	B
			近隣商業地域	B
			商業地域	C
			準工業地域	B
			工業地域	A
			工業専用地域	A
	文化財保護法	史跡、名勝、天然記念物	C	
農業地域	農地法	農用地区域	B	
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	B	
森林地域	森林法	国有林	C	
		保安林	C	
		民有林	B	
自然公園地域	自然公園法	国立公園、国定公園及び県立自然公園	C	
自然環境保全地区	自然環境保全法	自然環境保全地域	C	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区	C	
防災面	河川法	河川区域	C	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	C	
	砂防法	砂防指定地	C	
	急斜面の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	C	

注) A: 容易、B: やや難しい、C: 困難

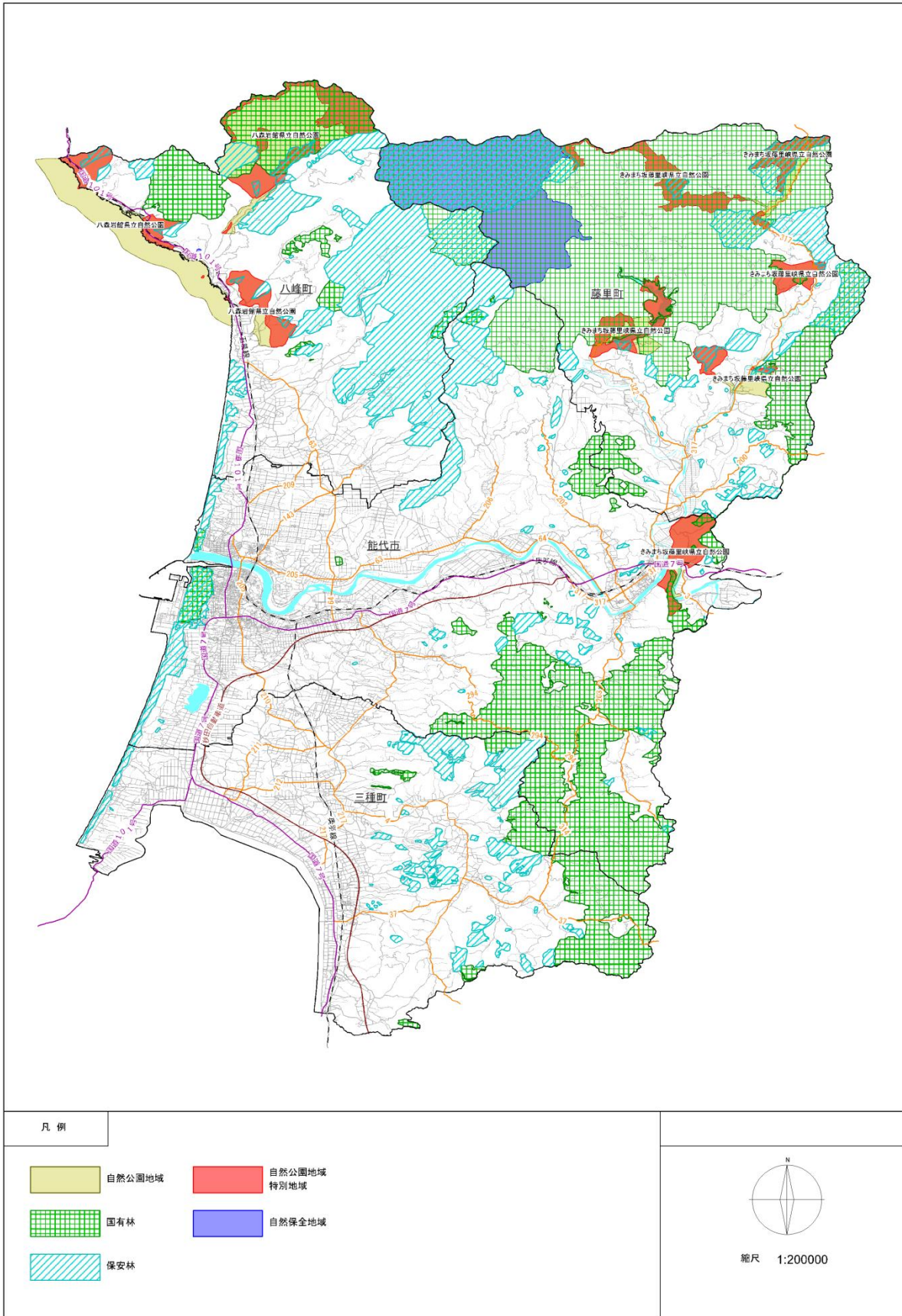


図2 用地選定に係る法規制（自然公園等）の状況（参考）

平成29年度一般廃棄物処理施設整備検討委員会スケジュール（案）

1. 委員会スケジュール

平成29年度の委員会は、昨年度の処理方式等の検討に引き続き、用地選定の会議を4回開催する。また、二次選定候補地の現地踏査を行う。

表1 平成29年度 委員会スケジュール（案）

回	実施時期 (予定)	検 討 内 容 等
5	H29.5	(1) 用地選定の手法について (2) 一次選定の条件について (3) 平成29年度委員会スケジュールについて (4) 委員会の運営について
6	H29.8	(1) 各候補地の概要について (2) 一次選定について (3) 二次選定の評価項目について
7	H29.10	(1) 二次選定について (2) 三次選定の評価項目について
	H29.11	(1) 候補地の現地踏査（二次選定候補地）
8	H30.2	(1) 三次選定について（有力候補地の選定）

※スケジュールは最短の場合であり、候補地の調査や検討状況により延長することがある。

2. 用地選定スケジュール

用地選定スケジュール（案）は、表2のとおりである。

3. 一般廃棄物処理施設整備事業スケジュール

基本構想で示した施設建設までの一般廃棄物処理施設整備事業スケジュール（案）は、表3のとおりである。

表2 用地選定スケジュール（案）

区 分	平成29年度												平成30年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①第5回委員会（用地選定の手法等）		◎											
候補地抽出（組合、構成市町）		→											
一次選定作業				→									
②第6回委員会（一次選定等）					◎								
二次選定作業					→								
③第7回委員会（二次選定等）							◎						
候補地の現地踏査の準備							→						
④現地踏査（二次選定候補地）							◎						
現地踏査結果の整理								→					
三次選定作業								→					
⑤第8回委員会（三次選定等）											◎		
有力候補地選定の報告											★		
有力候補地の公表											★		
有力候補地の地元住民説明会等												→	
最終候補地の決定													★

注1) 有力候補地は2～3箇所程度を想定。

注2) 候補地の調査や検討状況により延長することがある。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会の運営について（改正案）

1 会議の傍聴について

資料 5 「一般廃棄物処理施設整備検討委員会傍聴要領（改正案）」のとおり。

2 会議録の作成及び公表について

検討委員会の事務局は、会議録を作成し公表するものとする。会議録の作成及び公表にあたっては、次の取り扱いによるものとする。

- (1) 会議録に記載する委員の発言者区分は、委員長及び委員の 2 区分とする。
- (2) 会議を非公開とした場合は、能代山本広域市町村圏組合情報公開条例（平成 29 年条例第 1 号）第 7 条に規定する不開示情報に関する事項及び非公開とすることが適当と認められる内容を除き、会議録を作成する。
- (3) 会議録は会議の要旨を記載することとし、各委員の確認を受けてから組合のホームページで公表する。
- (4) 会議資料は、能代山本広域市町村圏組合情報公開条例（平成 29 年条例第 1 号）第 7 条に規定する不開示情報に関する事項及び非公開とすることが適当と認められる内容を除き、組合のホームページで公表する。
- (5) 会議の概要は、組合広報等により公表する。

【改正前】

- (2) 会議を非公開とした部分は、会議録の作成を行わない。
- (4) 会議資料は、非公開とすることが適当と認められる場合を除き、原則として組合のホームページで公表する。

一般廃棄物処理施設整備検討委員会傍聴要領（改正案）

（趣旨）

第1条 この要領は、一般廃棄物処理施設整備検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員）

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長は、会場の収容人員等を考慮し、定員を増減することができる。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、受付で所定の用紙に住所及び氏名を記入しなければならない。なお、傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行い、会議の開始時刻又は定員に達した時点で終了する。

（傍聴できない者）

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1） 銃器、刃物その他危険物を携帯している者
- （2） 酒気を帯びていると認められる者
- （3） はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4） 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- （5） 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席において静粛にし、次に掲げることを守らなければならない。

- （1） 会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （2） 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- （3） はちまき、腕章、たすき類を着用する等、示威的行為をしないこと。
- （4） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （5） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- （6） 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。
- （7） 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(会議の非公開)

第7条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 能代山本広域市町村圏組合情報公開条例(平成29年条例第1号)第7条に規定する不開示情報に関する事項について検討を行う場合

(2) その他非公開とすることが適当と認められる場合

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第11条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月 日から施行する。

【改正前】

(会議の非公開)

第7条 委員長は、会議の内容に個人情報又は企業の技術情報等が含まれる場合は、随時会議を非公開とすることができる。

能代山本広域市町村圏組合情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- （1） 法令等の定めるところ又は実施機関が法令上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報
- （2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- （3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- （4） 公にすることにより、個人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- （5） 組合の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する

る情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 組合の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、組合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

オ 組合若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。